

## 平成23年度第15回経営戦略会議 会議結果の概要

- 開催日時 平成24年2月7日(火)午前9時10分～午前10時22分
- 開催場所 本庁東庁舎4-2会議室
- 出席者 市長、副市長、情報戦略局長、産業観光部長、都市整備部長、上下水道部長、教育部長、病院事務部長
- 審議事項
  - 1 伊勢市障害福祉計画(案)について <健康福祉部>
  - 2 特定用途制限地域等・市長の特例許可に係る手続きについて <都市整備部>
  - 3 今後の総合計画(基本構想及び基本計画)の策定について <情報戦略局>

### 審議事項

#### 1 伊勢市障害福祉計画(案)について <健康福祉部>

##### 概要

伊勢市障害福祉計画は、平成21年3月に策定した『伊勢市障害者保健福祉計画』のうち、障害者自立支援法第88条の「市町村障害福祉計画」を根拠とする部分について、現行計画の期間が平成23年度をもって終了することから、『伊勢市障害福祉計画』として策定(改定)するものである。

本計画は、国の基本指針に即し、平成26年度を目標年度とし、生活支援に関する具体的なサービス提供体制について、必要なサービス量を見込み、これを確保するための方策を定めたものである。

<サービス需要量の見込みについて>

- ①数値目標の考え方は、国の基本指針及び法改正の動向等を踏まえ、現状把握に基づき設定。
- ②現在、国において検討が進められている「障害者総合福祉法(仮称)」が、成立及び実施する場合は、計画期間中においても、必要に応じ、見直しを行う。

【結論】 内容は原案どおりとし、必要な手続きを進めていくことと決定した。

資料 ・付議事項書

## 2 特定用途制限地域等・市長の特例許可に係る手続きについて

### <都市整備部>

#### 概要

平成23年12月28日に「伊勢市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例」及び「伊勢市特別用途地区における建築物の制限に関する条例」を制定した。これらの条例においては、いずれも「市長の特例許可」について、規定している。この「市長の特例許可」に係る手続きの流れについて、規則として制定することから、内容について、審議を行った。主な手続きのフロー案は以下のとおりである。

#### (1) 事前相談(任意)

申請者からの事前相談を任意で行い、特例許可を受けることが難しいかどうかを、あらかじめ知ることが可能となる。

#### (2) 予備協議申請

特例許可を申請しようとする建物が次の①～③のいずれかに該当する場合、特例許可の申請前に、予備協議を行わなければならない。

- ① 開発に該当するもの(敷地面積が1,000㎡以上のもの)
- ② 農用地除外を必要とするもの
- ③ 農地転用を必要とするもの

#### (3) 庁内協議

予備協議申請のあったもの、または予備協議を必要としない案件で特例許可の申請があったものについては、農業・都市計画・産業などの担当部署による協議を行う。庁内協議で許可の可能性のあるもののみ、審議会での審査対象とする。

#### (4) 特例許可申請

建築確認申請や開発許可申請に添付する図面と同様のものを提出を求める。

#### (5) 都市計画審議会での審議(意見聴取)

申請内容について、公共性や環境への影響、庁内協議の結果などについて、市及び申請者から説明し、審議を行う。

#### (6) 条件内容の確認と市長の特例許可

許可に条件が附された場合、条件内容を満たした計画となっているかどうかを確認し、審議会での意見内容を踏まえ、特例許可を行うかどうか、市が判断する。

#### (7) 審議会への報告

特例許可を行った案件については、開発許可や建築確認が降りた段階で、都市計画審議会に報告する。

【結論】 手続きフロー案のとおり、規則に定めることとする。

《主な意見・補足等》

・市の事業も対象となるのか？

⇒市事業については除くこととしたい。

・手続きに要する期間は、どの程度必要となるのか？

⇒庁内協議については、1ヶ月程度で実施したいと考えている。ただし、都市計画審議会は、委員の方々のご負担も考慮すると3～4ヶ月に1度であり、また、農地転用を行う際は、申請を行う時期が年に1度であることから、タイミングが合わないと、長い期間を要することとなる。そのため、周知等、手続きを工夫したい。

資料 ・付議事項書

### 3 今後の総合計画(基本構想及び基本計画)の策定について ＜情報戦略局＞

#### 概要

現在の総合計画(みんなのまちの計画)の基本計画部分の計画期間が平成 24 年度末までであることから、後の総合計画(基本構想及び基本計画)のあり方について再審議を行った。論点については、以下のとおりである。

- ①策定義務はないものの、従来の基本構想に相応する「将来の都市像」「まちづくりの理念」等は、必要である、という方針で良いか。
- ②従来の基本構想に相応する「将来の都市像」「まちづくりの理念」等が必要である場合、議会の議決を得ることを要件とする、という方針で良いか。
- ③従来の基本計画に相応する計画の策定については、市長の任期にあわせ策定する、という方針で良いか。
- ④次期の従来の基本計画に相応する計画の策定までの間については、“現総合計画(「みんなのまちの計画」)の基本構想”を基本構想とし、各種個別計画を整理したものを基本計画とする、という方針で良いか。

【結論】 現時点においては、基本構想については、議会の議決を得ること要件とし、基本計画については、市長の任期に合わせて策定する方針を進めることを確認した。今後、議会と相談しながら、進め方を決定していくことも併せて確認した。次期の総合計画を策定するまでの間の、考え方については、再協議とした。

#### 《主な意見・補足等》

- ・「やさしさプラン」を基本計画と位置づける考え方はないのか？  
⇒「やさしさプラン」は、市長が掲げる実行計画の色合いが強く、重点施策及び事業等を整理したものであることから、行政活動を広く網羅しているものではない。総合的な行政運営を行うことを目的とする観点からは、はずれてしまう印象がある。
- ・各種個別計画は、行政活動の多くの部分をカバーしており、また、それぞれの計画は、審議会又は委員会の開催、パブリックコメントなどの手順を踏んでおり、尊重するべきであると考え。
- ・市長の任期に合わせて、次期総合計画を策定するという方針を、現時点において、想定しておくことは理解できるが、選挙後の計画策定については、そのときの市長の意向により、作成されるものであることから、計画の策定方法等については、

その時点において、市長の意向、判断等により決定すべき内容である。

- ・市長が制約を受けるのは、基本構想のレベルだけであり、それよりも下のレベルについては、市長の思いによって、決定するものであると考える。
- ・「やさしさプラン」と基本計画は、並列であり、基本計画の中から特化したものが、「やさしさプラン」であると、理解している。
- ・各種個別計画は、各担当課が実施計画に基づき、各年度に予算要求を行い、粛々と進めていく内容であり、各種個別計画によって、市長が制約を受けるものではない。
- ・平成25年11月以降については、主要計画を体系化し、基本計画とするだけでは、市長の任期に一致させ、市長政策の色合いを出すという、今回の考え方とは、ずれが生じると考える。
- ・基本構想の議決方法については、条例を設置する、任意に議案として提出するなどの方法が考えられるが、今後の検討事項としたい。
- ・市長政策をどのように基本計画に反映させるか、という部分が重要となる。

資料 ・付議事項書